

第八十五号議案

江戸川区印鑑条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年十一月二十二日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区印鑑条例の一部を改正する条例

江戸川区印鑑条例（昭和五十年三月江戸川区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「、旧氏の」を「若しくは旧氏の」に改める。

第九条中「汚損」を「汚損し、」に改める。

第十三条に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、江戸川区行政手続等における情報通信の技術の

利用に関する条例（平成十六年十二月江戸川区条例第二十九号）第三条第一項

の規定に基づき、電子情報処理組織（同項に規定する電子情報処理組織をいう。）

を使用する方法により申請するときは、印鑑登録証の添付を要しない。ただし、

当該申請を行った者は、当該申請後に印鑑登録証を区長に提出しなければなら
ない。

第十四条第一号及び第二号を次のように改める。

一 印鑑登録証亡失の届出をしたとき。

二 印鑑登録廃止の申請をしたとき。

第十五条中「又は」を「、又は」に改める。

付 則

この条例は、令和七年一月一日から施行する。

(説明)

電子情報処理組織を使用する方法により印鑑の登録の廃止等を申請する場合には、印鑑登録証の添付を要しないこととするほか、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。